

公設試験研究機関の役割についての考察

神奈川県異業種連携協議会
専務理事 芝 忠

はじめに

2016年(平成28年)3月5日、横浜で「中小企業支援と公設試験研究機関の役割を考える」シンポジウムが開催され、いま独立行政法人化でゆれる神奈川県産業技術センター職員など関係者多数が集まり、活発な討論が行われた。当日の詳細は、イグレンニュース160号(2016年3月号)で、愛イグレン事務局次長が報告しているのでご参照ください。

ここでは公設試験研究機関(公設試)の「公権力論」について、当日筆者がコーディネータとして問題提起したが、十分深まらなかったと思うので、いま一度考察してみたい。

もともと公設試は、歴史的に産業振興策として産業界から要望されて設置されたわけだが(神奈川県では、1928年(昭和3年)に業界から要望書が提出された)、技術・技能を先進的に教える(指導という)だけでなく、各種試験を実施し、材料や製品が所定の品質・規格を保持しているかどうかの判定も行ってきた。当時、横浜港から絹の輸出に関わったのが国の生糸検査所である。こうした商取引上の内容だけでなく、法律が求める基準----例えば道路舗装の強度や、コンクリート構造物の柱の強度など、かなり大量かつ機械的・実務的に試験を行ってきたも

のもある。これら試験は民間での品質向上や、法律上の検査権限を民間団体・企業に委ねるなどにより、公設試における主要試験から実質的に消滅してしまう傾向にある。それが公設試の一部の部門の職員削減=リストラにつながっている場合もあり(旧神奈川県工業試験所、横浜市金沢区、1995年(平成7年)廃止)、当時建築部門に職員5人配置されていたのが、産業技術センター(1995年(平成7年)海老名市に開設)では、現在0人になっていることによる社会的役割の後退ともいうべき現象に繋がっている。

コンクリート構造問題研究会

1976年(昭和51年)神奈川県工業試験所(神工試)に「コンクリート構造問題研究会」が発足した。1968年(昭和43年)発生した十勝沖地震で、函館大学校舎が大損害を受けたが、建築基準法上適格な構造物であった。神奈川県でも来たるべき地震の脅威に対処すべく「基準法」の再検討と、当時の鉄筋コンクリート使用の建築物の工法にメスを入れようとして、関係機関・業界の総力をあげて設立された。参加メンバーは、事務局が神工試防災技術部建築防災科。行政側から、建築確認審査部門の県及び横浜・川崎・相模原・横須賀・藤沢の各市、公共建築を所管

する営繕工事や庁舎建築部門の同じく県・3政令市のほか横須賀・藤沢・平塚・鎌倉の各市(いずれも基準法上の人口20万人以上の政令市である)。民間側は、県・横浜市建設業協会(いわゆる中堅ゼネコン)、県建築設計協会、県建築士事務所協会、関東中央生コンクリート協会・同神奈川支部、県コンクリート圧送業協同組合、県小型生コンクリート協同組合。

最初の1期目は「神奈川県内用コンクリート打設計画及び実施表」を定め、コンクリートの品質、ポンプ圧送の水分調整を図った。

2期目は「鉄筋コンクリート造建築物のひび割れ対策手引書」を作成した。いずれも建築基準法を上回る「指導基準」であったが、民間も含めて「合意」した実施要項の「神奈川県版」であることに注目していただきたい。筆者は、本要綱の普及のため、全県下を走り回った記憶がある。筆者の立場は、本研究会の運営予算を管理する部門だった。研究会の発案者である建築防災科長の戸塚学氏(後、所長)は「異業種交流」の走りと称していた。

「研究会」は基準法を上回る内容を検討していたが、「技術研究会」としての指導性を行政も認めていたわけである。会では、技術的問題点が、行政にあるのか、施工上の問題なのか、激しい議論が交わされた。「建物のひび割れの原因は行政が強度だけを求めるからではないか」とか、「ポンプ圧送を楽にしようと水分を規定以上にいれるため、強度が落ち、乾きが遅

く時間がかかり、工期に間に合わない」等々、当時の業界や行政の「常識」を巡って新たな技術課題が提起され、行政側もたじたじで、答えられない場面がしばしば見受けられた。当時、神工試は業界にたいする影響力がかなりあって、行政も無視できない存在であった。もちろん民間側も永年の実績のある試験研究機関の存在を高く評価していたからこそ各分野のトップクラスが参画し、また行政側も各自治体の担当課長が参加した。法律論から言えば、基準法を上回る工法を採用する義務は民間にはないし、行政側も強制することは出来ない。しかし現実には、地震で、基準法上適格とされた建築物が破壊され、人的被害も発生する結果を招くのであるから、防災上、官民挙げて対策を強化する必要がある。地域に責任を負う建築行政機関としては、単に現行基準法に適格でも人命に被害が出れば基準法の見直しに前向きに対処する必要がある。そこは官民一致するところであるから、「建築基準法を上回る」基準を「実施要項」として「神奈川方式」を適用するには官民とも依存はないのである。しかし行政当局としては、現行法基準を上回ることは言いにくい。そこを技術機関としての指導性を発揮し、コンクリート建築構造物に関係するすべての民間・行政機関を取り込み、「神奈川方式の実施要項」を合意させたことは画期的な成果である。それによって神奈川県内の住民の生命や建物の安全が守られるのであるから。神奈川県の日

った先駆性は、その後度々の建築基準法の改正につながっている。

民間活用の危険性

しかし残念ながら現在、国の方向はできるだけ民間に責任を負わせ、公的機関の関与を少なくするという、いわゆる民間活力の強化・採用の方向に動いている。確かに民間の自主検査能力の向上を評価するのはやぶさかではない。しかし現実には、手抜きや、データの改ざんがあることは、横浜市内の基礎杭打ちデータの偽装事件でも明るみに出たことでも明らかである。住民が安全に住むという最大の権利が侵されたのである。施工者の責任は当然であるが、管理監督する行政や、委託を受けている監理者の責任は免れない。技術的チェックを「信頼できる民間の自主検査」に委ねる危険性が次々に発覚している。食品関係のHACCP（ハサップ）も同様である。民間にゆだねると、役所の経費が節減できる、民間の検査能力が向上しているなどの理由が成り立たないのである。即、民間敵視ではないが、民間まかせの危険性があることを十分承知しておかないといけない。

公設試というのは当然ながら公務員が運営している。公務員は公務員法で縛られる。民間から各種便宜供与を受けてはいけないのである。社会の規範を真っ先に実践する責務がある。だから、身分保障なるものが謳われている。研究員も「研究職」という単なる給料票上の問題だけではなく、民間で

は成り立たない(利益がでない)、あるいはやりたくない(民間を監視する)分野の仕事もある。独立行政法人が自由度を増すというが、その代わりに「公設試としての公の機関としての独自性・主体性が失われる」危険性がある。そこに筆者は「公権力」の後退としての危険性を感じるのである。公設試は必ずしも「摘発機関」ではないが例示したように法律ではなく技術的優位性をもって行政や民間に対する一定の指導性を発揮できる可能性がある。

最近起こった横浜市の杭打ちデータ偽造事件は、建築確認システムの盲点を突かれた事件である。確認申請のチェック機能が全く働いていなかった。大量の申請案件に対して、人員が追い付かず、ノーチェック態勢だった。業者の届け出を丸のみしていたのである。監視行政が存在しなかつたのである。

独立行政法人化の課題と公的機関

地方独立行政法人を評価することは歴史が浅くまだ難しいが、先行する国立試験研究機関や国立大学は10年余を経過し、いずれも「良くなかった」という総括である。「独法化により、運営費交付金の削減、予算執行の制約の増大、委託契約の遅れ、また評価や競争的資金獲得、数値目標達成、要員の不補充などによる業務量の増加など、研究阻害要因が顕在化してきた。さらに上意下達の運営が行われ、また長期的・基礎的研究の遂行や若い研究員の育成が困難になっている。成果主

義の導入で研究資源や処遇に格差が出始め、任期付き任用は雇用の不安定化や人材の使い捨てに繋がり、高学歴ワーキングプアを作り出している」(国公立試験研究機関の現状と法人化の10年---新たな動きに向けて、まえがき、井村治、日本の科学者、010,3,p5)。「2004年の国立大学法人化以降、運営費交付金とそれ以外の競争的資金の公財政支出は、運営交付金の削減と競争的資金へのシフトに特徴づけられる」(永山泰秀、日本の科学者、2012,11,p22)。

やはり公設試は、地域住民や中小企業に目を向けて、コツコツと、地道な調査研究・試験・指導支援を積み重ねて、社会に訴える機関なのである。そのチェックデータは、凄い価値のあるものである。現在主流となっている材料などの各種試験データは、一見単純そうに見えるが、研究員の永年の作業感というものに支えられている。正確な試験・分析を行うためにはこうした「カン」というものが欠かせない。たまに発覚する不自然な試験依頼や、テストピースのチェックが表には出にくい、営々と検査されているのである。福島県水産試験場での魚の放射線検査も同様である。日常のこれらの試験・分析作業の上に、公設試の先進的役割と権威が保証されている。

「公権力」というと大げさに聞こえるかもしれないが、試験・研究という側面から社会事象に対して正しいことを表明する、あるいは防災や環境問題に対する予防的措置を提案する。そ

れが時代的に大きな社会問題に対峙する立場となり、脚光をあびる場合がある。普段は何事も起らずに、見過ごされるが、いざという場合にそういう「技術力」「検査力」を発揮することが公設試に求められている。民間では出来得ない、県機関だから可能、公務員だからこそモノを言えるということがある筈だ。そういう地域住民や中小企業者から期待される公設試になるべきだ。

地方独立法人法は、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要のないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれのあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人」と規定しているが、昨今の民間による各種の不正事件は、その根源が根深い。自動車の燃費・廃棄食品の転用販売・建物の耐震偽装など、法規制の根幹にふれるものであり、「効率的」な検査態勢で発見されるものではなく、まさに国家や自治体が本腰を入れて直轄で検査指導する事柄である。従って今一度、公設試と地方自治体の果たすべき仕事を検討し、ただ一路独立行政法人化へ向かうのではなく、実施する場合でも、その「権能」が発揮されるような環境づくりを行うことが重要だ。そしてこそ地域住民と中小企業からより安心され信頼される機関となろう。